

令和8年度
むつ市ネーミングライツパートナー
募集要項

【特定募集型】

むつ運動公園



令和8年4月
むつ市

目 次

1. 目的	1
2. 募集の内容等	1
3. 応募資格	2
4. スケジュール	3
5. 申込手続	3
6. 優先交渉権者の選定	4
7. ネーミングライツパートナーの決定及び契約の締結	5
8. ネーミングライツ導入に伴う費用負担	5
9. 契約の解除	6
10. 契約期間の満了	6
11. 問い合わせ先	6

別添 募集施設の概要

様式第1号 広告掲載申込書(記載例)

様式第3号 質問書

様式第4号 応募辞退届

1. 募集の目的

むつ市では、市が保有する公共施設及び公共土木施設（以下「公共施設等」という。）において、条例等に定める施設の名称（以下「条例上の名称」という。）に代えて愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を民間企業等に付与して対価を得る「ネーミングライツ事業」を実施することにより、民間企業等の広告機会や地域・社会貢献の場を拡大するとともに施設の魅力向上及び良好な公共サービスの継続的な提供を図るものとしています。

この募集要項は、「特定募集型」として市が選定した公共施設等におけるネーミングライツの取得を希望する民間企業等の募集について、必要な事項を定めたものです。

2. 募集の内容等

(1) 募集対象施設及び条件

施設名称	希望する ネーミングライツ料	契約希望期間	愛称付与の条件
むつ運動公園	年額50万円以上	令和8年9月1日 ～令和13年3月31日	むつ市ネーミングライツ導入 ガイドラインに一致すること。

ア 上表の希望するネーミングライツ料（消費税及び地方消費税を含まない）及び契約希望期間は、市が希望するものです。応募者は、希望する具体的な金額及び期間を提示してください。

イ 1年に満たない年度（初年度等）の契約金額は、月割りとし、1月に満たない場合は、1月として計算することとします。

ウ ネーミングライツの対価は、金銭ではなく、役務の提供（施設で利用可能な商品の提供、施設の維持管理業務の提供、設備のグレードアップ等）とすることもできます。その場合、提供する役務を金銭に換算した場合の根拠資料を提出してください。

エ ネーミングライツ料が金銭の場合の支払時期は、契約初年度を除き、毎年度の年度当初とします。

(2) 募集施設の概要

別添「募集施設の概要」を参照してください。

(3) 愛称付与の条件

ア 公共の施設にふさわしいものとして、公序良俗及び市民福祉の理念に沿うものであって、市民に不利益を与えないものであるとともに、親しみやすさ、呼びやすさ、施設用途のわかりやすさのほか、周辺に存する施設等との一体的な利用形態を想定するなど、市民や施設利用者等の理解が得られるものとしします。

イ 愛称が付与された場合においても、条例上の名称は変更しないこととしますが、市は、ホームページや広報紙等において、積極的に愛称を使用することとします。ただし、必要に応じて、愛称と条例上の名称の併記や、条例上の名称のみを使用したりする場合があります。

ウ 次のいずれかに該当するものは、愛称とすることができません。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 政治性又は宗教性のあるもの
- ④ 社会問題、意見広告又は個人宣伝に関するもの
- ⑤ 美観風致を害するおそれがあるもの
- ⑥ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑦ 市税等の滞納のある者の宣伝に係るもの
- ⑧ その他、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

エ 市民や施設利用者等の混乱を避けるため、原則として契約期間内の愛称の変更はできません。ただし、契約期間内において、当該愛称の内容が、使用を禁止する愛称に該当することとなった場合は、当該愛称の変更を求め、又は当該愛称の使用を中止するものとします。

(4) ネーミングライツパートナーの効果

- ア 企業名や商品名等を冠した愛称を、施設や案内サインに掲示できるほか、市でもホームページや広報紙等で積極的に愛称を使用することにより、企業名等のPR効果が期待できます。また、ネーミングライツの対価として商品の提供を行う場合は、施設利用者への商品のPR効果が期待できます。
- イ 公共施設等に愛称を付与する権利を有する者（以下ネーミングライツパートナーという。）として地域の活性化等へ貢献し、企業等のイメージアップ効果が期待できます。
- ウ 応募者は、施設の使用や施設内での商品PR等の特典（以下「パートナーメリット」という。）を提案することができます。なお、希望するパートナーメリットが契約の条件である場合には、提案の段階でお知らせください。

3. 応募資格

応募資格を有する者は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人格を有する者とし、個人及び次の事項に該当する業種又は事業者は、応募することができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により、風俗営業と規定される業種又は風俗営業に類すると認められる業種
- ② 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業とされる業種
- ③ 商品先物取引に関する業種
- ④ 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続若しくは破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者
- ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税、所得税、県税、市町村税の滞納がある者
- ⑧ 国、当市その他の地方公共団体又は独立行政法人若しくは地方独立行政法人等から指名停止措置を受けている者
- ⑨ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしていると認められる業種や事業者
- ⑩ その他、市有財産等に広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと認められる者

4. スケジュール

本事業のスケジュールは次のとおりです。日程を変更する場合には、ホームページで随時お知らせします。

区 分	日 程
質問の受付	令和8年4月24日(金)～5月15日(金)
申込書の受付	令和8年5月22日(金)～6月12日(金)
審査委員会による審査(2回)	令和8年7月上旬、中旬
審査結果の通知・公表	令和8年7月下旬
優先交渉権者との協議	令和8年7月下旬
契約締結	令和8年8月上旬
施設表示等の変更	令和8年8月下旬
愛称の使用開始	令和8年9月1日

5. 申込手続

(1) 募集要項の公表

募集要項については、ホームページで公表しています。

(2) 募集要項に対する質問及び回答

ア 質問方法

募集要項の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。

提出書類：様式第3号「質問書」

提出方法：電子メール(件名は「ネーミングライツに関する質問」としてください。)

提出先：むつ市 財務部 施設経営課

電子メールアドレス：shisetsukeiei@city.mutsu.lg.jp

イ 質問の受付期間

令和8年4月24日(金)から令和8年5月15日(金)まで

ウ 質問に対する回答

令和8年5月21日(木)までに、質問書を提出された方へ電子メールにて回答します。

なお、質問の内容が制度に関する事項等の場合は、ホームページにて質問及び回答を公表し、回答内容については、本要項と同等の効力を有するものとします。

(3) 応募方法

ア 受付期間

令和8年5月22日(金)から令和8年6月12日(金)まで ※土・日曜日及び祝日を除く

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで ※正午から午後1時までを除く

ウ 提出書類

- ① むつ市広告掲載申込書(様式第1号)
- ② 企業又は事業の概要がわかるもの(会社概要、企業案内パンフレット等)
- ③ 定款又は寄附行為の写し
- ④ 印鑑登録証明書
- ⑤ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ⑥ 納税証明書等(3.応募資格⑦を確認できる最新のもの)
- ⑦ 直近3か年の決算報告書
- ⑧ 社会貢献活動の実績(ある場合)
- ⑨ 愛称のロゴ、デザイン等の図案

エ 提出部数

正本1部、副本(正本の複写)14部

オ 提出方法

持参又は郵送 ※郵送の場合、締切日当日(6月12日)の消印有効。

【提出先】むつ市 財務部 施設経営課

〒035-8686(住所記載不要郵便番号) むつ市中央一丁目8番1号

カ 申込辞退

申込書類提出後に辞退する場合は、応募辞退届(様式第4号)を提出してください。

キ 注意事項

- ① 申込書類の言語は日本語、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ② 必要に応じて、申込書類の補正や追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ③ 申込書類において、虚偽の内容の記載があった場合は失格となります。
- ④ 申込書類は返却しません。
- ⑤ 応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

6. 優先交渉権者の選定

(1) 審査委員会の審査

むつ市ネーミングライツ審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、応募者から提案された愛称、契約金額、契約期間、その他の提案内容等を総合的に審査し、優先交渉権者の選定を行います。

なお、1つの施設に対して複数の応募があった場合には、優先交渉権者を選定するとともに、次点以下の交渉順位についても決定することとします。ただし、指定管理者からの応募があった場合は、当該事業者を優先交渉権者として決定することとします。

また、応募者が1者の場合でも審査を行います。

(2) 審査基準等

以下の審査項目及び審査の視点を踏まえ、評価を行います。なお、審査の詳細及び配点等については、審査委員会で決定します。

	審査項目	審査の視点
1	応募者	・応募資格を満たしているか ・財務状況及び経営状況は安定しているか
2	愛称	・愛称付与の条件に合っているか ・親しみやすさ、呼びやすさ、わかりやすさ ・施設の管理運営に支障が生じないか ・施設のイメージと合っているか
3	ネーミングライツの対価	・実現可能な対価か ・市の希望に応じた対価か
4	契約期間	・安定して運用可能な期間か ・市の希望に応じた期間か
5	パートナーメリット	・提案内容が妥当か

(3) 会議の非公開

審査委員会の会議は、非公開とします。

(4) 審査からの除外

次に掲げる事項に該当することが認められる場合は、審査対象から除外します。

ア 審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

イ 審査委員会の委員に対し、本件に関する接触(直接間接を問わない。)をした場合

ウ 申込書類に虚偽又は不正があった場合

(5) 審査結果の通知

審査後、全ての応募者に「むつ市広告掲載決定通知書(様式第2号)」により通知します。

7. ネーミングライツパートナーの決定及び契約の締結

優先交渉権者と市との協議(愛称を設置する場所等)が調った場合、優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、決定したネーミングライツパートナーの企業等の名称、施設の愛称、ネーミングライツの対価、契約期間等をホームページ及び広報紙により公表します。

8. ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次によるものとし、ネーミングライツ料とは別負担となります。

なお、詳細については、双方協議の上、契約書等において定めます。

区 分	市 (指定管理者含む)	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板等の表示変更 ※1		○
ネーミングライツパートナーが変更・新設した看板等の維持管理		○
契約期間終了後の原状回復		○
市(指定管理者含む)のパンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更 ※2	○	

※1 敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うこととします。

また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議の上決定することとします。

※2 残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上決定することとします。

9. 契約の解除

災害その他の不可抗力等、双方の責めに帰し得ない事由により契約書に定める義務を履行できない場合、市は既に支払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、月割り(1月に満たない場合は1月とする。)による計算の上、ネーミングライツパートナーに速やかに返還することとします。

なお、原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

また、ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たずに契約を解除できることとします。この場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとし、ネーミングライツ料も返還しません。

10. 契約期間の満了

市は、契約期間満了までに、愛称の浸透度や愛称を使用したことによる影響等を総合的に検証し、ネーミングライツ事業の継続実施の可否を判断します。

なお、ネーミングライツ事業を継続実施することとした場合、愛称が変更となることによる市民や施設利用者の混乱を避けるため、原則として現ネーミングライツパートナーと事前協議の上、現ネーミングライツパートナーを優先交渉権者とします。

11. 問い合わせ先

むつ市 財務部 施設経営課 ネーミングライツ事業担当

TEL:0175-22-1111(内線2186)

E-mail:shisetsukeiei@city.mutsu.lg.jp